

# PCB廃棄物特別措置法等の改正の概要について

平成28年度  
環境省産業廃棄物課

# 目次

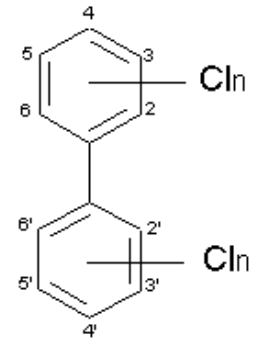
- 1 . P C B (ポリ塩化ビフェニル) について…………… 3
- 2 . P C B 廃棄物処理の経緯と現状…………… 11
- 3 . 平成 2 8 年の P C B 特措法の改正について…………… 21

# 1. PCB (ポリ塩化ビフェニル) について

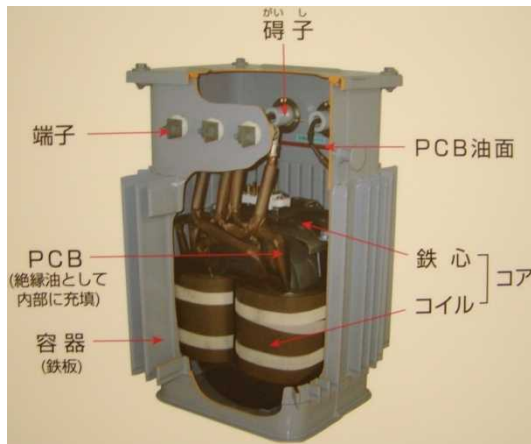
# PCB (ポリ塩化ビフェニル)とは

PCB (Polychlorinated biphenyl: ポリ塩化ビフェニル)

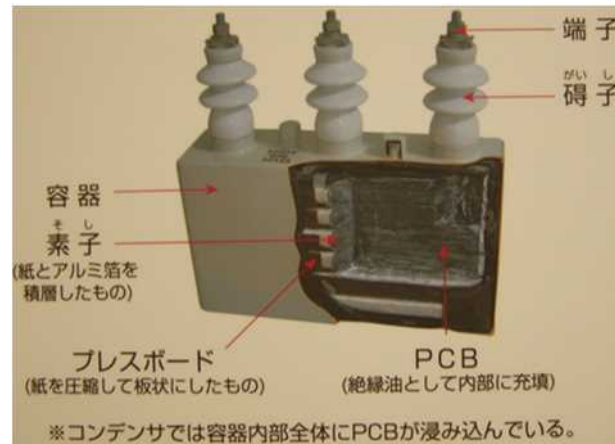
ビフェニルの水素が1～10個の塩素に置換した化合物の総称。  
水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。  
電気絶縁性等の性質により、主として、絶縁油、熱媒体、感圧複写紙に使用されていた。



## 高圧変圧器(トランス)



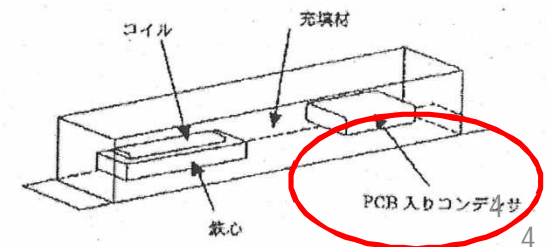
## 高圧コンデンサー



## 安定器



- 変圧器とは、ある交流の電圧をそれより高い又は低い電圧に変える装置(高圧変圧器は、発電所、工場、ビルの受電設備、鉄道車両等で使用。このほか、配電用の柱上トランス等もある。)
- コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する等の機能を持つ装置(送配電線等で使用)。
- コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具等の安定器には、コンデンサー内にPCB油が使用されているものがある(住宅用では使われていない。)



# PCBの用途

用途	製品例・使用場所
絶縁油 トランス用 コンデンサ用	工場・ビル・学校・病院・鉄道車両・船舶等の高低圧トランス、高低圧コンデンサ、リアクトル、配電用柱上トランス、蛍光灯・水銀灯等の安定器、家電用コンデンサ(カラーテレビ、エアコン、電子レンジ)
熱媒体(加熱と冷却)	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工場における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤 絶縁用 難燃用 その他	電線の被覆・絶縁テープ ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合 接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノーカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 難燃性塗料、耐蝕性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、シーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤、石油添加剤

それぞれの機器にPCBが含まれているかどうかは、銘板に載っている型式や製造年月日をもとに各メーカーに確認が必要。

# 高圧変圧器(トランス)

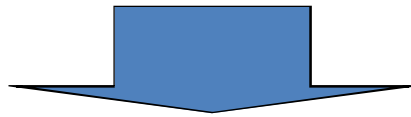


# 高圧コンデンサー



## PCB の有害性 ( 難分解性、高濃縮性、移動性 )

- ◆ 環境中で分解されにくい(難分解性)
- ◆ 脂溶性で生物濃縮率が高い(生物蓄積性・濃縮性)
  - ～ 食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい
- ◆ 揮発性で大気経由の移動がある(揮散・移動性)



- 水、底質や生物など広範囲に残留
- 周辺でPCBを使用していない極地の人・野生生物、遠洋の魚介類等にもPCB汚染が拡大



# PCBの有害性

## PCBの有害性(毒性)

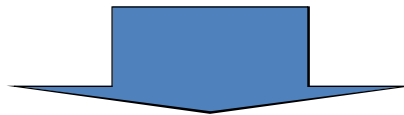
- ◆ 毒物や劇物に相当する強い急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積
- ◆ ヒトについては、目やに、まぶたの膨張、爪や口腔粘膜の色素沈着・黒化、座瘡様の発疹(ニキビ)、肝臓肥大と機能不全等が報告されている。

## コプラナーPCB

- ◆ 209種類のPCBの異性体のうちの12種類の総称。
- ◆ ダイオキシン類の一つと位置づけられている。

## 不純物としてのPCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)

- ◆ PCB製品に含まれている場合が多い。
- ◆ ダイオキシン類の一つと位置づけられている。



- 昭和43年に発生したカネミ油症は、PCBとPCDFによる複合的な中毒
- なお、母乳中のPCB濃度は、最も高かった1970年と比べて、1990年代では1/5に低下(大阪府調査)

# (参考) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要

- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域(北極圏等)への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(PoPs条約)が平成16年5月に発効した。
- この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており、我が国は平成14年8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. PoPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)とは  
環境中で分解しにくい(難分解性)  
食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい(高蓄積性)  
長距離を移動して、極地などに蓄積しやすい(長距離移動性)  
人の健康や生態系に対し有害性がある(毒性)  
のような性質を持つ化学物質。



## 2. ストックホルム条約の目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

## 2 . P C B 廃棄物処理の経緯と現状

# PCB廃棄物の経緯

1954年(昭和29年) PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

1968年(昭和43年) カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)

1972年(昭和47年) 行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

11,000台が紛失  
(平成10年  
厚生省調査)

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗 (39戦39敗)

2001(平成13年) スtockホルム条約(POPs条約)の採択

PCB廃棄物特別措置法の制定(当初の処理期限は平成28年7月)

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、「化学処理」による処理施設の整備に着手

2003年(H15) PCB廃棄物処理基本計画の策定

2004年(H16) 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の発足 (環境事業団から引継ぎ)

# PCB廃棄物の経緯

## トランス類・コンデンサ類

2004年 (H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年 (H17)	JESCO豊田事業所、 東京事業所の操業開始
2006年 (H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年 (H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

## 安定器等・汚染物

2009年 (H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融 炉操業開始
2013年 (H25)	JESCO北海道事業所のプラズマ溶融 炉操業開始

2011年(H23) PCB特措置法施行10年を経過したのを契機に環境省が検討委員会を設け、法の施行状況等を検討

2012年(H24) 政令を改正し、処理期限を延長 (平成28年7月 平成39年3月)

2014年(H26) PCB廃棄物処理基本計画の変更(エリアごとに計画的処理完了期限を設定)

日本環境安全事業株式会社法の改正(中間貯蔵事業の開始)  
社名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)」と変更

2016年(H28) PCB廃棄物特別措置法の改正(平成28年5月2日公布、8月1日施行)

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成28年7月26日)

# PCB特別措置法の概要（改正前）

< 平成13年7月施行 >

## ◆ 期間内の処分（第10条）

→ 施行令において、「施行後15年」（平成28年7月）までの処分を規定

## ◆ 保管の届出（第8条）

→ 保管事業者は、毎年、都道府県・政令市に保管・処分の状況を届出

## ◆ 譲り渡し・譲り受けの制限（第11条）

→ PCB廃棄物は、原則、譲り渡し、譲り受けてはならない

### 国の責務・役割

- 情報収集等、技術開発、処理体制の整備（5条）
- 処理基本計画の策定（6条）
- 処理施設の整備を推進（21条）

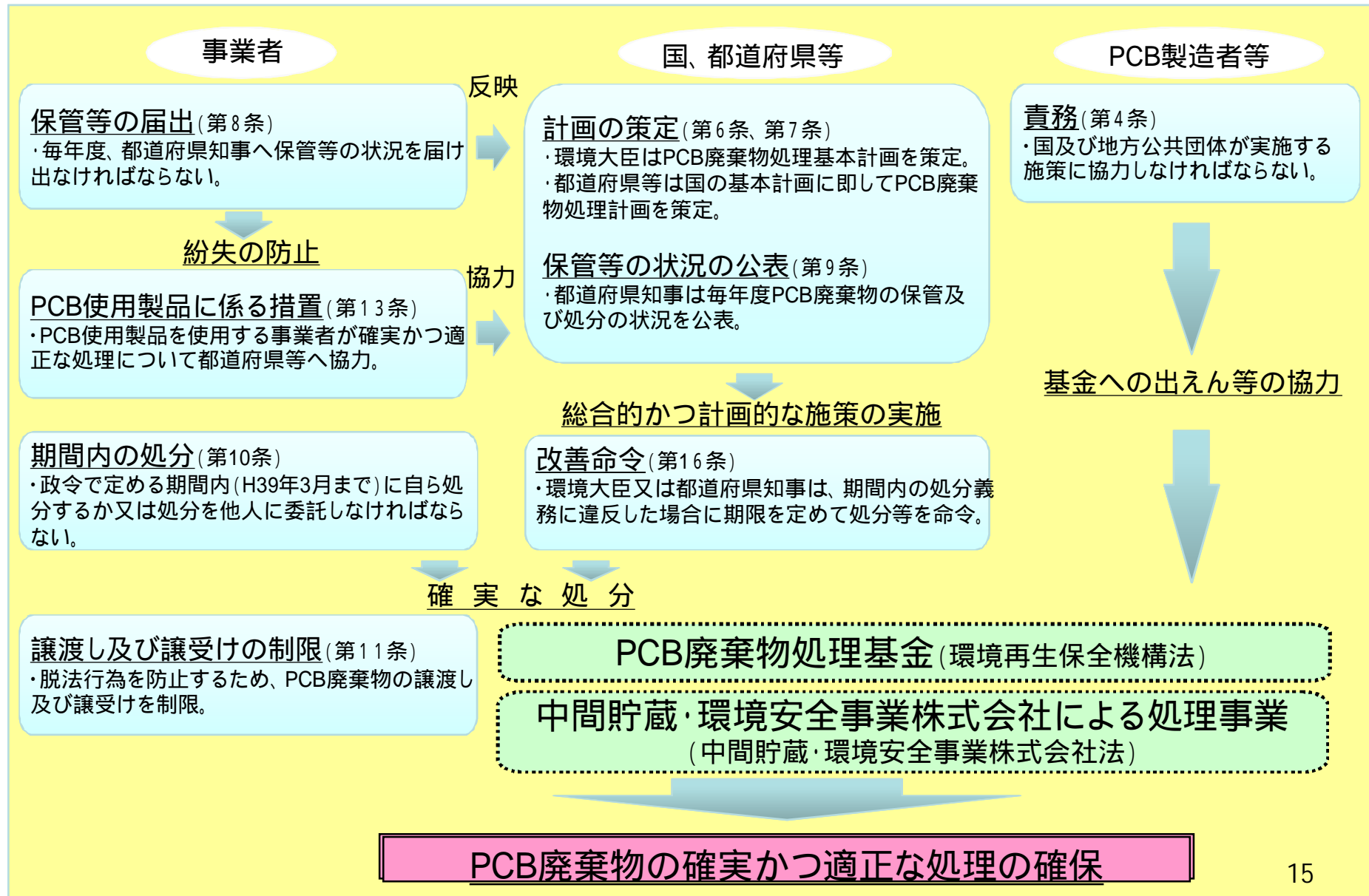
### 事業者の責務・役割

- 自らの責任による処理（3条）
- 保管・処分状況の届出（8条）
- 期間内の処分（10条）
- 承継（12条）

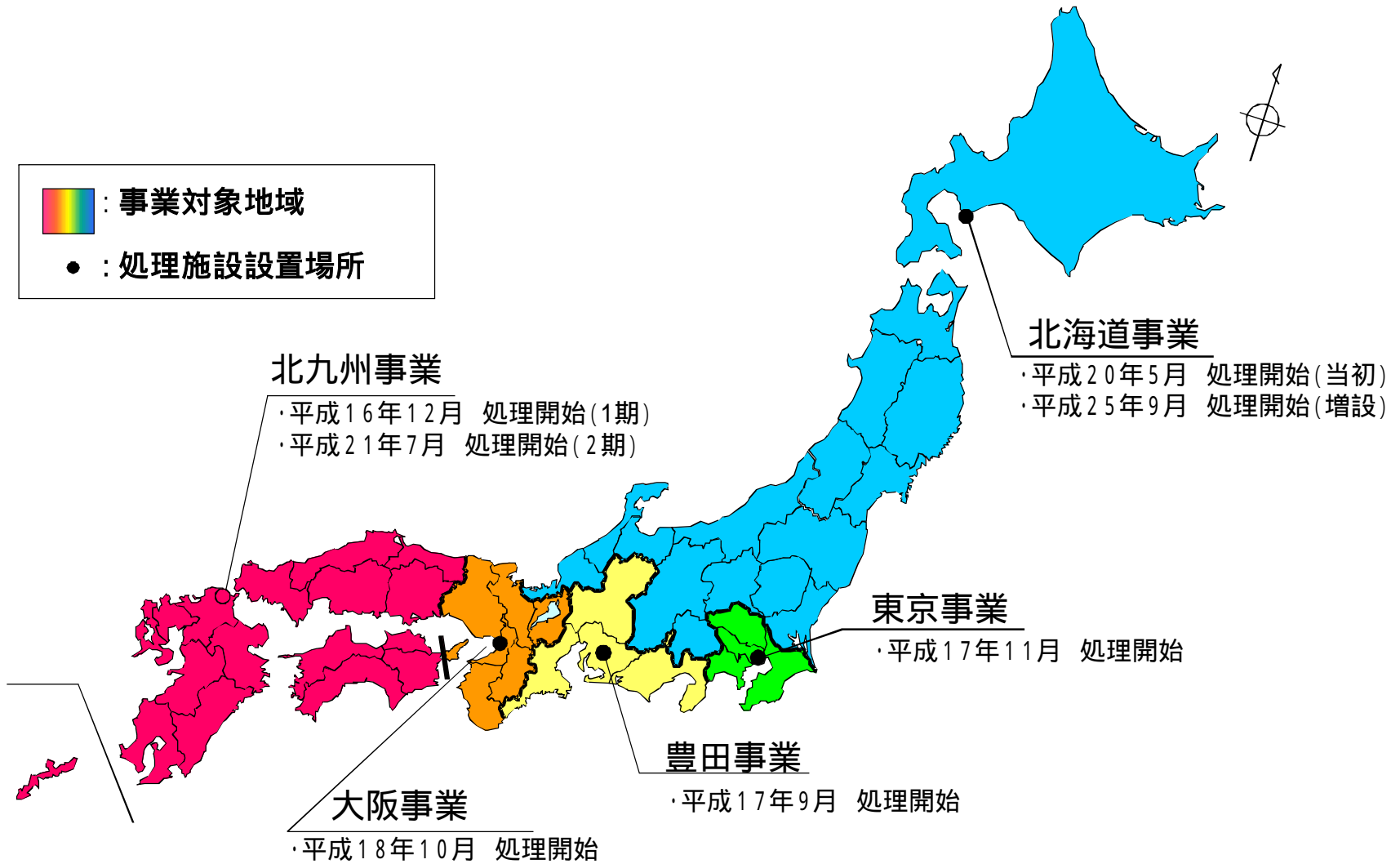
### 都道府県・政令市の責務・役割

- PCB廃棄物の状況把握（5条）
- 処理計画の策定（7条）
- 保管・処分状況の公表（9条）
- 保管事業者への指導・助言（14条）

# PCB特別措置法の体系図（改正前）



# JESCOが設置している拠点的広域処理施設

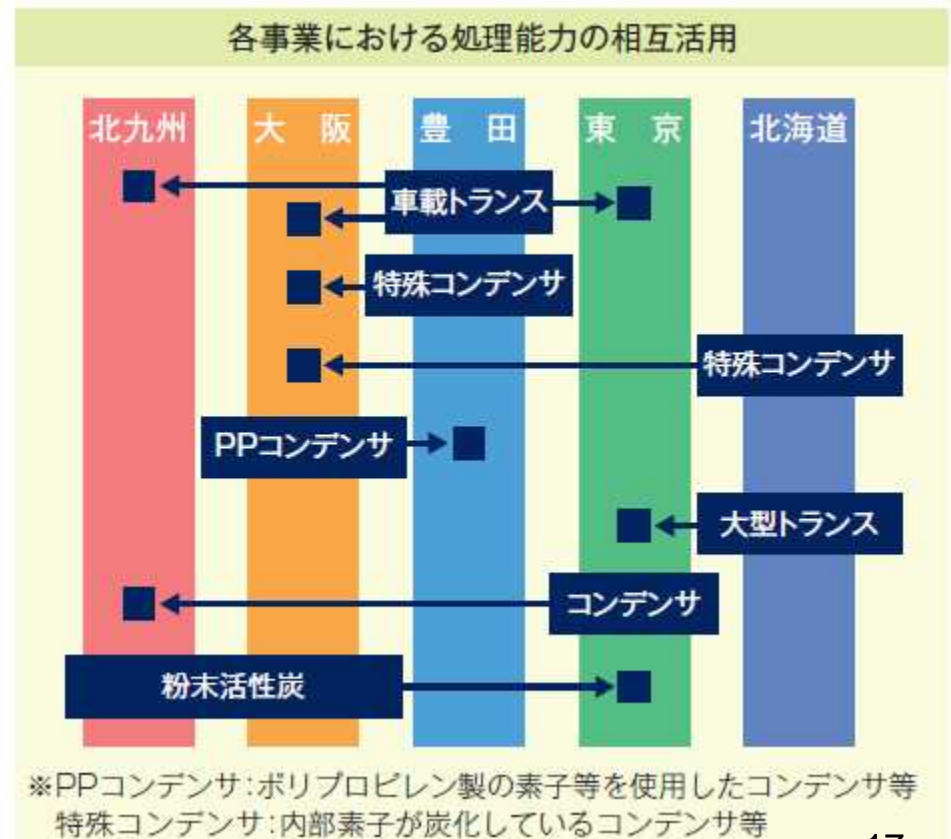
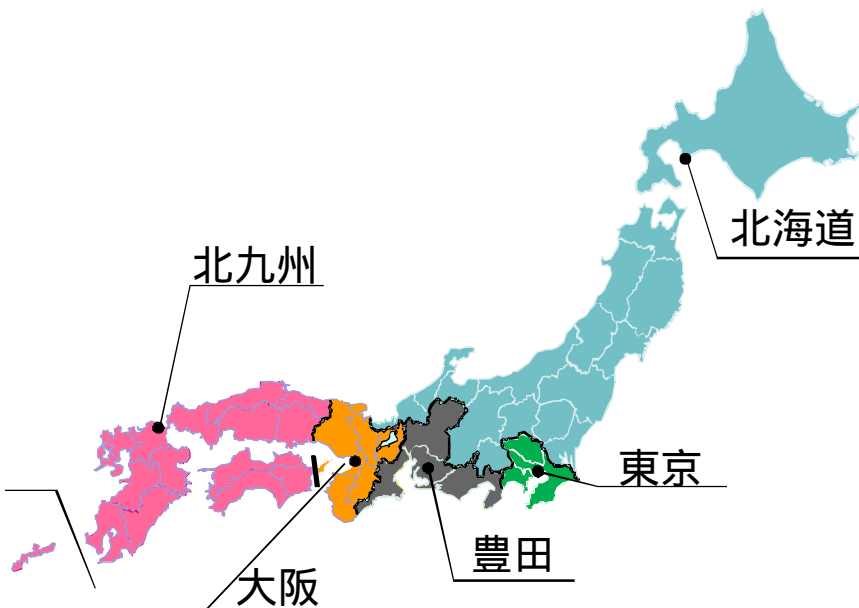




# 変圧器・コンデンサー等の処理体制

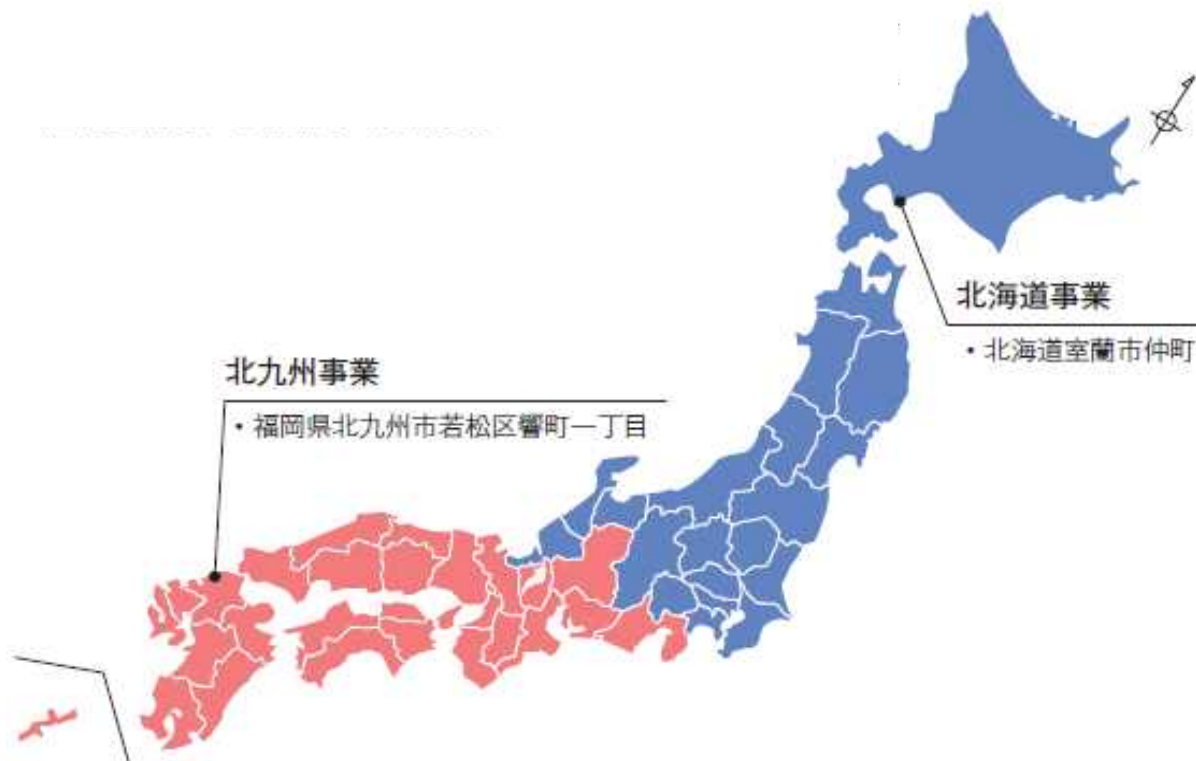
変圧器・コンデンサー等の処理は、全国5箇所のPCB処理施設において、処理対象エリアを割り当てて進めている。

平成26年6月のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、各施設の得意な分野を活かし、相互に処理能力を活用することで、全国のPCB廃棄物を可能な限り早く処理することとなっている。

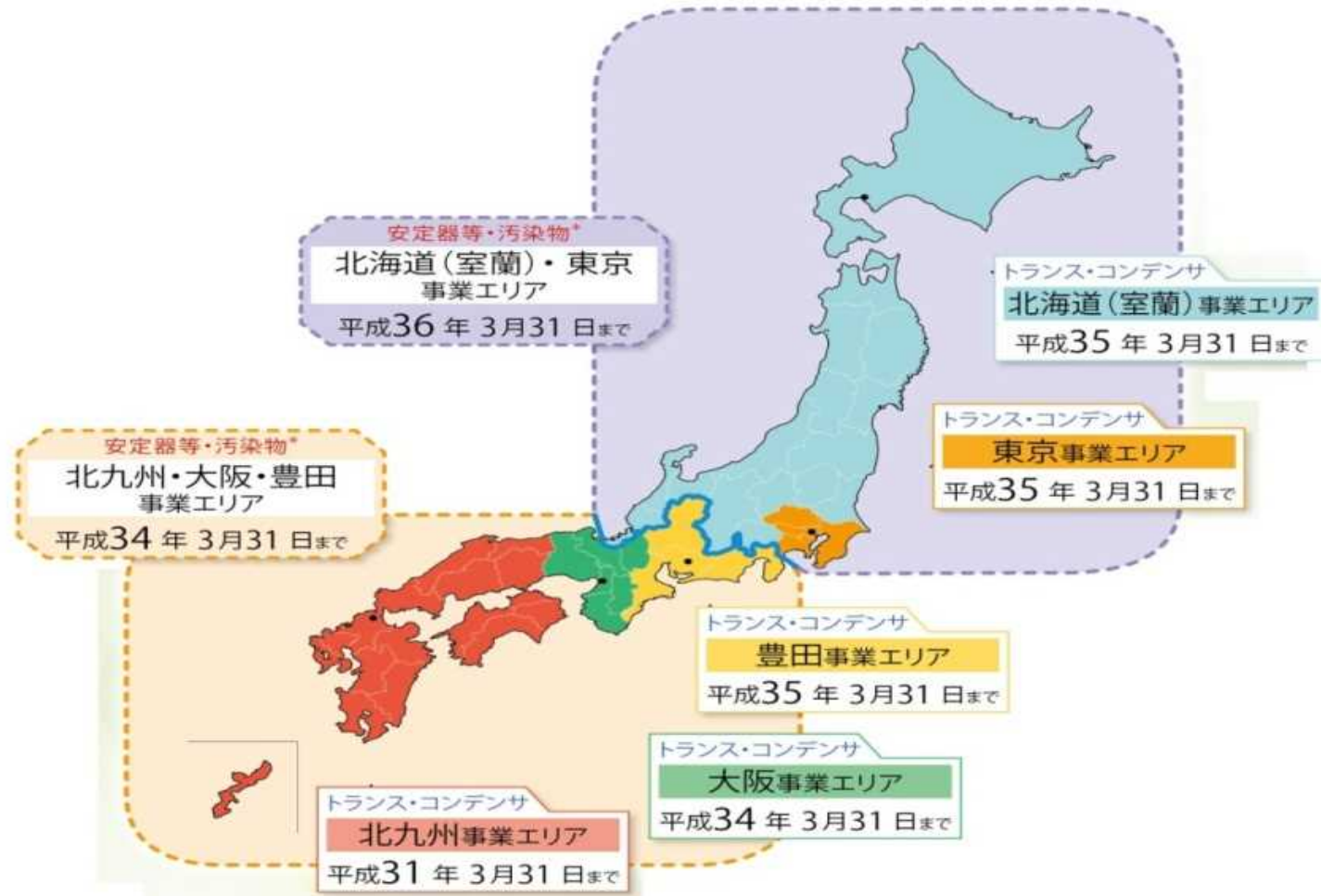


# 安定器等・汚染物の処理体制

安定器等・汚染物については、北九州事業所と北海道事業所において、それぞれのエリアの処理を進めていたが、大阪・豊田・東京事業エリアの処理体制が確保できなかった。平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に基づき、北九州事業所と北海道事業所の2箇所の施設を活用し、全国の処理を行う体制となり、大阪・豊田事業エリアについては平成27年度から、東京事業エリアについては平成28年度から処理が開始された。



# 計画的処理完了期限



計画的処理完了期限内の1日でも早い処理完了に向けて、都道府県市では、管内の未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物を網羅的に把握するための「掘り起こし調査」を順次実施。

# 低濃度PCB廃棄物の処理について

- 低濃度PCB廃棄物については、JESCOではなく、民間事業者(環境大臣認定の無害化処理事業者、又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者)により処理されているところ。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB特措法の制定以降に問題が発覚したため、
  - 使用の実態が十分把握できておらず、
  - 処理体制が整備の途上にあり、まずはその充実・多様化を図ることが重要。
 このため、まずは、低濃度PCB使用製品の使用実態の把握を十分に行うとともに、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることが重要。
- 無害化処理認定業者は30業者(平成28年3月現在)に達し、今後も増加見込み。

事業者名	設置場所
財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県
光和精鉱株式会社	北九州市
株式会社クレハ環境	いわき市
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都
エコシステム秋田株式会社	秋田県
神戸環境クリエート株式会社	神戸市
株式会社富山環境整備	富山市
株式会社富士クリーン	香川県
関電ジオレ株式会社	尼崎市
三光株式会社	鳥取県
杉田建材株式会社	千葉県
JFE環境株式会社	横浜市
群桐エコロ株式会社	群馬県
環境開発株式会社	金沢市
オオノ開発株式会社	愛媛県
JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道
株式会社かんでんエンジニアリング	神戸市 他
株式会社GE	堺市
ユナイテッド計画株式会社	秋田市
エコシステム小坂株式会社	秋田県
中部環境ソリューション合同会社	愛知県
株式会社神鋼環境ソリューション	神戸市
北電テクノサービス株式会社	富山県、福井県
ゼロ・ジャパン株式会社	愛知県
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市
中国電機製造株式会社	岡山県倉敷市
日本シーガテック株式会社	京都府福知山市
赤城鉱油株式会社	群馬県みどり市
東芝環境ソリューション	神奈川県川崎市 20
株式会社太洋サービス	静岡県浜松市

### 3 . 平成 2 8 年 の P C B 特措法 の 改正 に つ い て

# 期限内の処理完了に向けて必要なステップと主な改正事項

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。

→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化  
（第24条・第25条）

使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

→ 使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）  
義務違反者に対する改善命令（第12条）  
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

# PCB廃棄物及びPCB使用製品の定義(法第2条)

## 高濃度PCB廃棄物

- PCB原液が廃棄物となったもの。
- PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの。
- PCBが塗布され、又は染みこんだ汚泥、紙くず等で、5000mg/kgを超えるもの。
- PCBが付着し、又は封入された金属くず等で、5000mg/kgを超えるもの。

JESCOで従来処理してきたPCB廃棄物を、法令上「高濃度PCB廃棄物」として定義。

従来より、無害化処理認定業者や特別管理産業廃棄物処分業者が処理を行ってきた低濃度PCB廃棄物については、これまでと変わらず、これらの業者において処理される。

## 高濃度PCB使用製品

- PCB原液。
- PCBを含む油のうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの。
- PCBが塗布され、又は染みこんだ製品で、5000mg/kgを超えるもの。
- PCBが付着し、又は封入された製品で、5000mg/kgを超えるもの。

廃棄されたときに高濃度PCB廃棄物となるものであり、基準は高濃度PCB廃棄物と同様。

# 高濃度PCB廃棄物の保管等の届出(法第8条)

## 保管等の届出

- 毎年6月末までに、保管事業者、処分業者は、前年度の保管及び処分の状況を届け出なければならない。

新様式に沿って自治体に処理実績を報告  
(新様式による初の届出は、平成28年度分につき、平成29年6月末まで)  
高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについても届出。

変更点1: 処分予定年月を記載  
JESCOと調整済みであればそれを記載、未調整であれば保管事業者が処分を予定している年月を記載。  
変更点2: 事業者の資本金の額、従業員数等の記入を不要とする。

## 保管場所の変更の制限

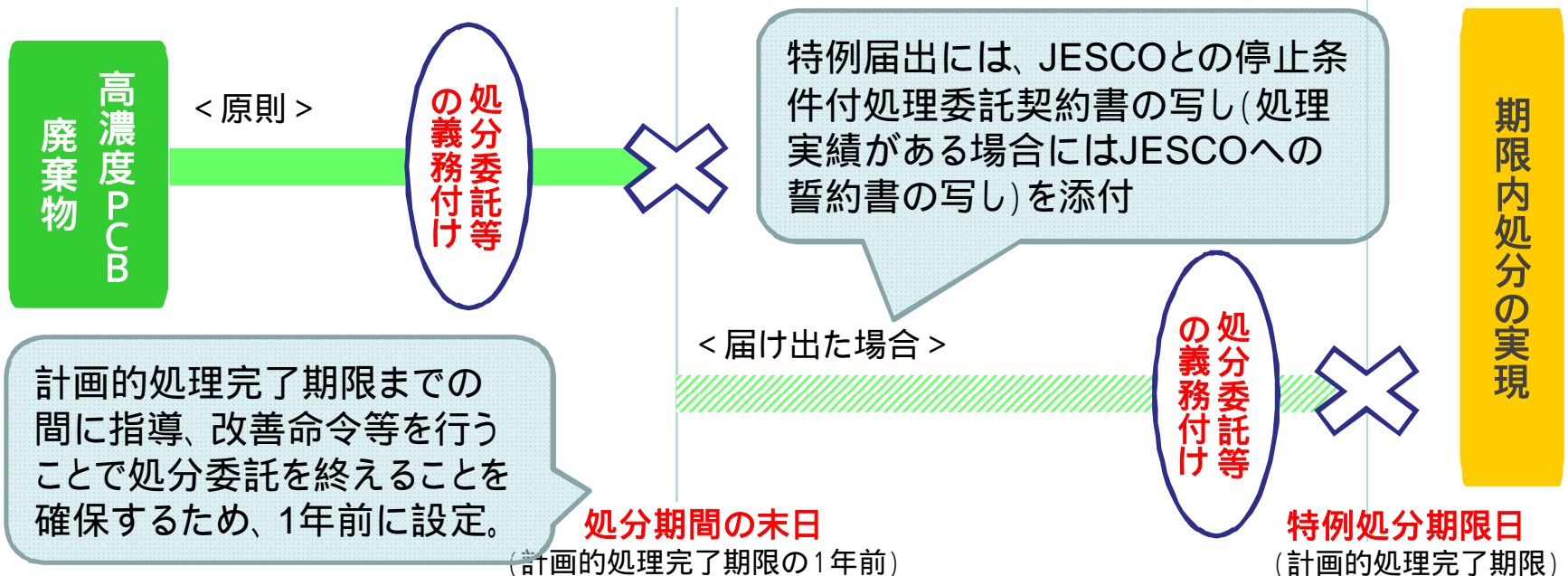
- 保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない。

例外: 廃棄物ごとに定められたJESCOの事業エリア内での変更等  
ただし、変更後10日以内に、変更前と変更後の自治体に届出が必要



# 高濃度PCB廃棄物の期限内の処分(法第10条)

- 保管事業者は、高濃度PCB廃棄物について、処分期間内(=計画的処理完了期限の1年前まで)に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。
- 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、都道府県知事に届け出なければならない。
- 特例処分期限日(=計画的処理完了期限)までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者については、特例処分期限日(=計画的処理完了期限)までに処分を委託しなければならない。



# 指導・助言、改善命令、行政代執行(法第11条～第13条)

## 指導・助言

- 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導・助言をすることができる。

## 改善命令

- 保管事業者が処分期間内(届出をした場合は特例処分期限日まで)に高濃度PCB廃棄物の処分を委託しない場合、環境大臣又は都道府県知事は処分その他必要な措置を命ずることができる。

改善命令に違反した場合

3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科

## 行政代執行

- 改善命令を受けた保管事業者が処分しない場合、保管事業者が不明の場合、改善命令を出す暇がない場合には、環境大臣又は都道府県知事は、自ら処分その他必要な措置を行うことができる。この場合、費用は保管事業者から徴収できる。

自治体が代執行する場合、JESCOは自治体から受託する形となる。

国は、自治体が行政代執行を行う場合に必要な支援を行うとともに、関係事業者に対し、PCB廃棄物処理基金への出えんについて協力を求める。

# 低濃度PCB廃棄物(法第14条、第15条)

## 処分期限

- 高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物(低濃度PCB廃棄物)については、平成39年3月末までに自ら処分し、又は処分を委託しなければならない。

低濃度PCB廃棄物については、これまでの期限から変更なし。

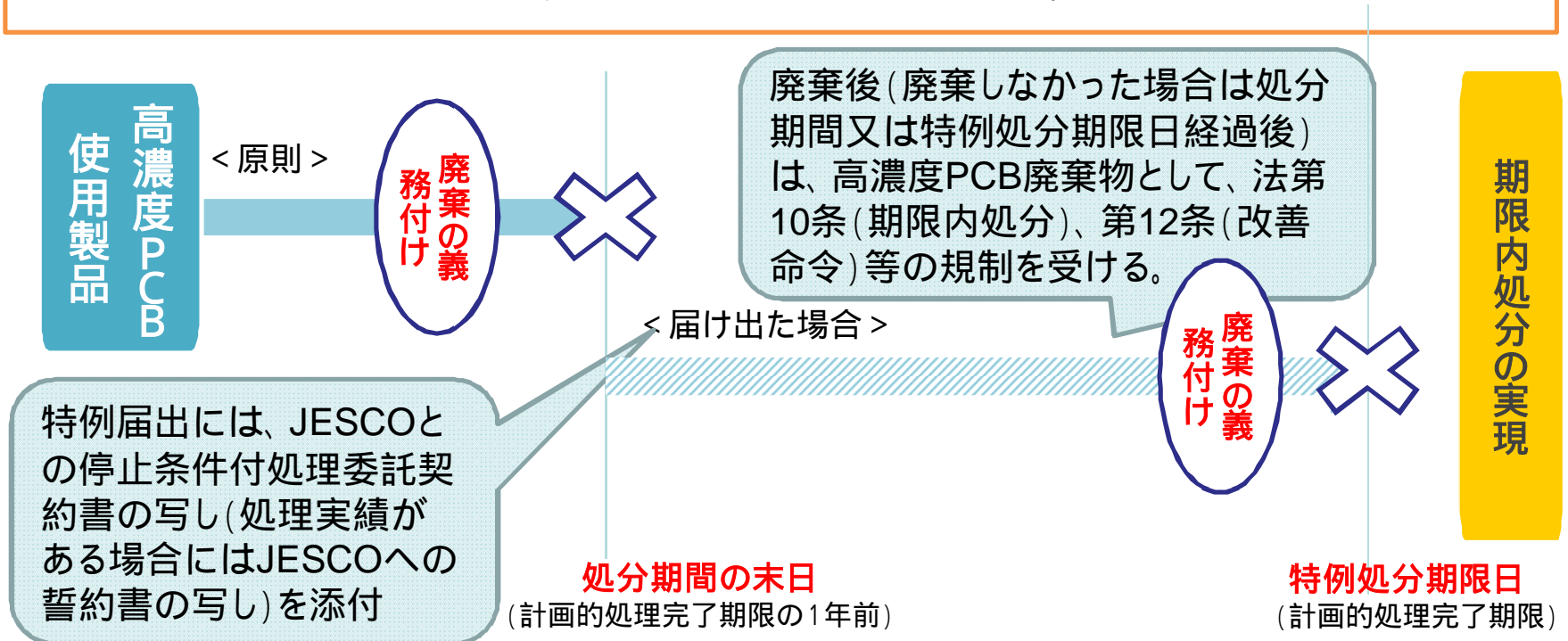
## 高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、指導及び助言の規定、改善命令の規定は、低濃度PCB廃棄物について準用される。

低濃度PCB廃棄物についての改善命令が発出されるのは、平成39年3月末までに処分委託されなかったとき。

# 高濃度PCB使用製品の規制 (法第18条)

- 所有事業者は、処分期間内(= 計画的処理完了期限の1年前まで)に高濃度PCB使用製品を廃棄(= 使用を停止し、廃棄物として取扱)しなければならない。
- 特例処分期限日(= 計画的処理完了期限)までの処分委託が确实であり、都道府県知事に届け出た所有事業者については、特例処分期限日(= 計画的処理完了期限)までに廃棄しなければならない。
- 処分期間内(特例届出をした場合は特例処分期限日まで)に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなす。



# 高濃度PCB使用製品の規制 (法第19条、第20条)

## 高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、特例届出の変更の規定、指導及び助言の規定、承継の規定、報告徴収の規定、立入検査の規定は、高濃度PCB使用製品について準用される。

高濃度PCB使用製品については、保管場所の変更の制限の規定、改善命令の規定、行政代執行の規定、譲り渡し及び譲り受けの制限の規定は準用されない。

## 電気工作物の特例

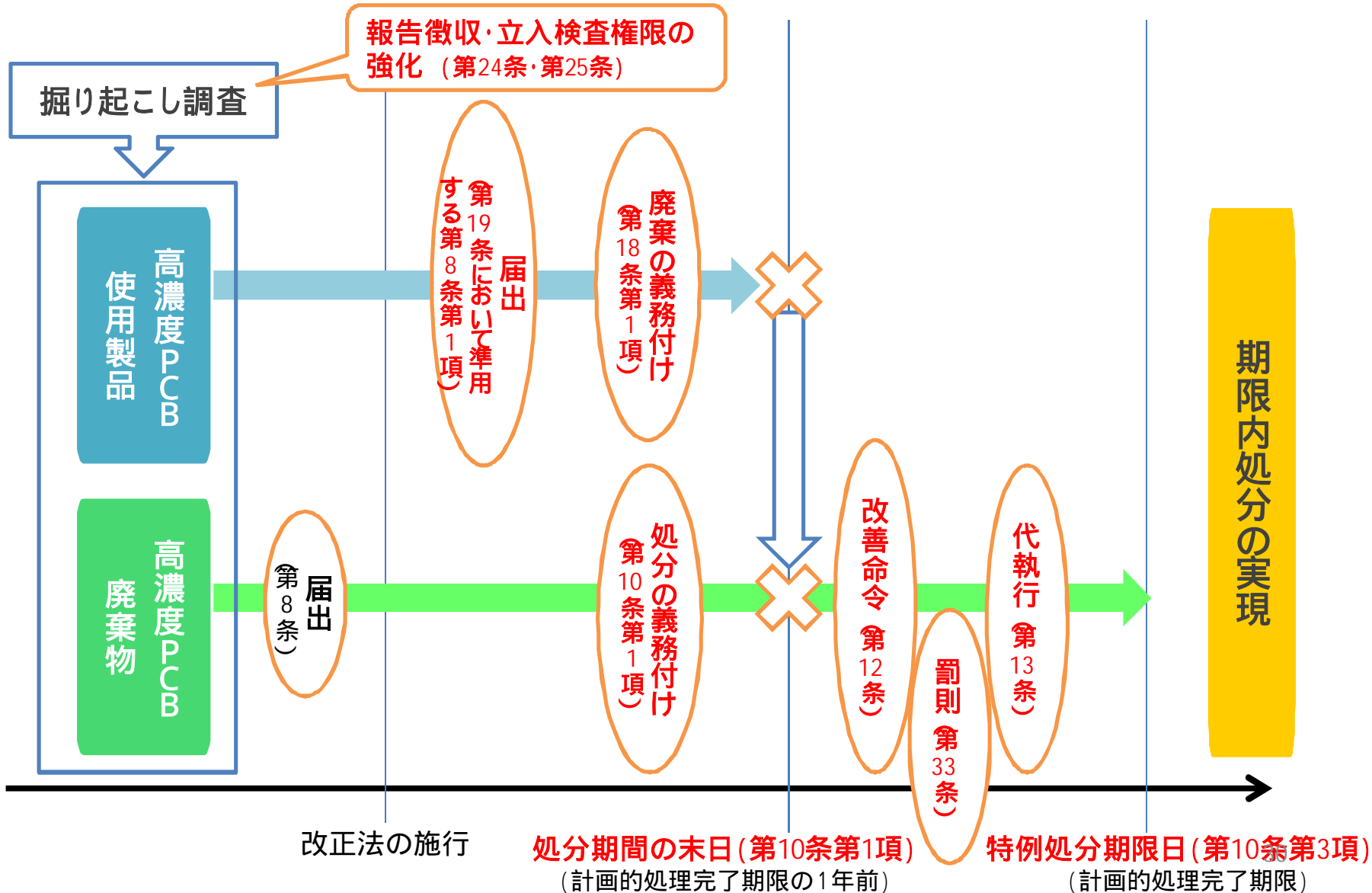
- 電気事業法に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法の規定を適用せず、電気事業法の定めるところによる。
- 特例処分期限日(=計画的処理完了期限)までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物については、高濃度PCB廃棄物とみなす。

高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法及び関連省令の規定に基づき、PCB特別措置法と同様の措置を講じる。

事業者に対する監督は、経済産業省産業保安監督部等が実施する。

# 改正法の措置のフローまとめ (赤字が今回の追加的措置)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定にて策定 (第6条)



# (参考) PCB特措法省令改正による届出等の新様式

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第1号(一)	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第1号(二)	PCB廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第2号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者又はPCB廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から10日以内
様式第3号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第4号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全てのその他のPCB廃棄物の処分又は全ての高濃度PCB使用製品の廃棄が完了した日から20日以内
様式第5号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けようとする場合(処分期間までに限る。)
様式第6号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用に関する変更があった日から10日以内
様式第7号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(地位の承継を受けた者)	承継があった日から30日以内
様式第8号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(譲受者)	譲り受けた日から30日以内

# (参考) PCB特措法省令改正による届出等の新様式

## 様式第一号(一)

様式第一号(一)(第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

平成 29 年 5 月 15 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者  
住所 県 市 番 号

氏 名 工業株式会社 代表取締役  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 - x x x -

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 28 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

### 1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	工業株式会社 事業所		
保管事業場の所在地	県 市 番 号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	部 課	電話番号	- x x x -
保管の場所	市 番 号 市 番 号 ( 保管事業場内で複数の住所がある場合記入)		

### 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項		
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数		総重量 (1台当たり重量×台数)	容器の性状		囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ					
13-001	変圧器(トランス)	250	KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	H29.1	1	台	2100.0	kg	高濃度	なし	囲い有、標示有	分別	機器にしみ跡有	H28.12登録 (s000000000)	に保管
13-002	コンデンサー(3kg以上)	70	KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2	台	120.0	kg	高濃度	なし	囲い有、標示有	分別	なし	H28.12登録 (s000000000)	に保管
13-003	コンデンサー(3kg以上)	100	KVA	東京芝浦電気(株)	SRTR-A3FR	S43.1	シバノール	H30.4	1	台	78.0	kg	高濃度	なし	囲い有、標示有	分別	なし	H28.12登録 (k000000000)	に保管



# (参考) PCB特措法省令改正による届出等の新様式

## 様式第四号

様式第四号(第十三条、第二十三条及び第三十一条関係)

(表面)

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 28 年 11 月 30 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者  
住所 県 市 番 号  
氏 名 工業株式会社 代表取締役  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 - x x x -

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄)を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	工業株式会社 事業所		
事業場の所在地	県 市 番 号		
連絡担当者	部 課	電話番号	- x x x -

(保管の場所/ 所在の場所)	県 市 番 x x 号 ( 保管事業場の住所と保管場所の住所が異なる場合記入)
-------------------	---

#### 1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
16-001	コンデンサー(3kg以上)	70 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	1 台	60.0 kg	高濃度	H28.11	中間貯蔵・環境安全事業(株)	

# (参考) PCB特措法省令改正による届出等の新様式

## 届出様式、記入要領及び記載例

< 環境省HPに掲載 >





<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>

### PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出

#### PCB特別措置法の保管状況等の届出様式

- [ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則](#)
- [様式第1号\(1\) \[Word 132KB\]](#) 
- [様式第1号\(2\) \[Word 87KB\]](#) 
- [様式第2号 \[Word 44KB\]](#) 
- [様式第3号\(第1面・第2面\) \[Word 37KB\]](#) 
- [様式第3号\(第3面・第4面・第5面\) \[Word 60KB\]](#) 

#### PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領

- [PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領 \[PDF 215KB\]](#) 
- [記入例 \[PDF 268KB\]](#) 
- [別表1 日本標準産業分類 \[PDF 126KB\]](#) 
- [別表2 PCB特別措置法の届出に用いる廃棄物の種類 \[PDF 150KB\]](#) 

#### + 環境省のご案内

#### - 政策分野・行政活動

- ▶ [政策分野一覧](#)
- ▶ [審議会・委員会等](#)
- ▶ [環境省政策会議](#)
- ▶ [重点施策・予算情報](#)
- ▶ [税制改正関係情報](#)
- ▶ [行政事業レビュー](#)
- ▶ [政策評価](#)
- ▶ [国会提出法律案](#)
- ▶ [公文書管理](#)
- ▶ [府省共通公開資料等](#)
- ▶ [大臣官房のお知らせ](#)

#### + 環境基準・法令等

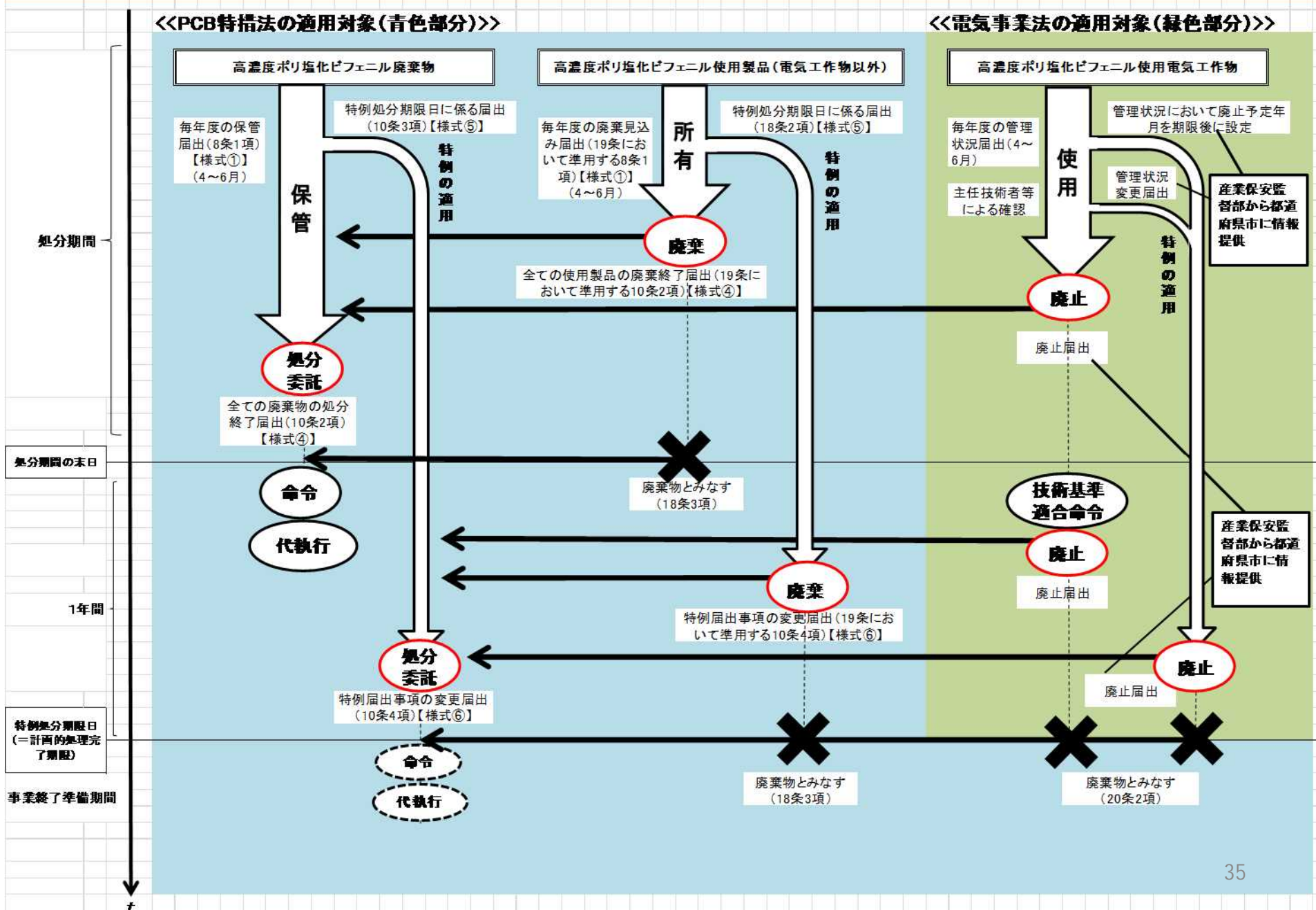
#### + 白書・統計・資料

#### + 申請・届出・公募

#### + 報道・広報

#### + 熊本地震への対応

# (参考)PCB特措法及び電気事業法に基づく規制・手続のフロー



# PCB廃棄物処理基本計画の概要について

## 第1章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

- 高濃度PCB廃棄物はJESCOで処理、低濃度PCBは民間事業者(環境大臣の認定、都道府県市の許可)で処理することを基本とする。  
高濃度PCB廃棄物は、計画的処理完了期限(右図)を達成するため、PCB特措法に基づき処分期間(計画的処理完了期限の1年前)又は特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)内に処分委託を行わなければならない。  
低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日までに処分委託を行わなければならない。  
保管事業者、所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者、国、地方公共団体の役割分担を明確化。

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

処分量の見込みは、大型変圧器等:約3.6千台、大型コンデンサー等:約8万台、安定器:約390万個、小型変圧器・コンデンサー:約60万個、その他汚染物等:660トン。  
最新の処理の見込み量等を毎年度公表する。

## 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

### 【高濃度PCB廃棄物・高濃度PCB使用製品】

都道府県市における掘り起こし調査終了の目標期日の策定、必要な場合の立入検査等。  
PCB廃棄物早期処理関係者連絡会の活用による関係者の連携強化。  
特別措置法と電気事業法の届出の情報共有、データの一体化。  
都道府県市の行政代執行への支援、製造者への資金出えんその他の協力要請。

### 【低濃度PCB廃棄物・低濃度PCB使用製品】

低濃度PCB使用製品・廃棄物の実態把握、処理体制の充実。

# PCB廃棄物処理基本計画の概要について

## 第4章 PCB廃棄物の処理施設の整備その他PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

高濃度PCB廃棄物の処理の推進のためのJESCO、都道府県市、国の取組内容を明確化。

- 低濃度PCB廃棄物の処理の推進のための都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度、民間事業者の無害化処理認定施設による処理体制の充実・多様化

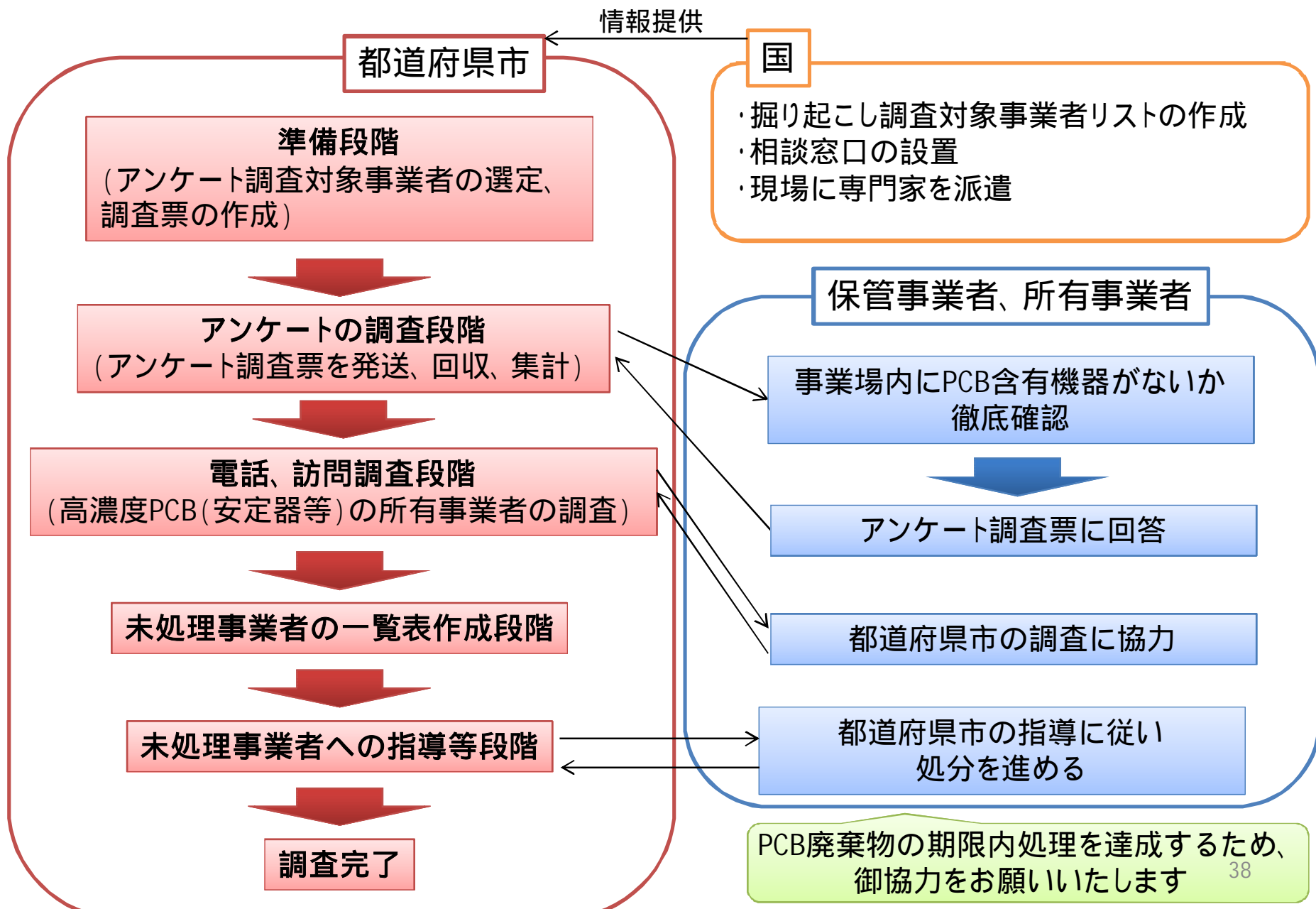
## 第5章 政府が保管事業者としてそのPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所において自らが保管・所有している高濃度PCB廃棄物等の率先処理に当たっての実行計画を策定し、計画の実施状況を毎年度公表する。

## 第6章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

本計画の進捗状況は、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を実施。期限の達成が困難と認められれば、更なる追加的方策を講じることを躊躇せず、本計画の見直しを行うこと。

# 都道府県市が実施する掘り起こし調査の概要



# (参考) 掘り起こし調査に関する都道府県市の相談窓口

都道府県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4154
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部	資源循環推進課	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	環境部	循環型社会推進課	075-414-4718
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境指導課	088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	くらし環境本部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	廃棄物対策課	096-333-2278
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-761-4012
盛岡市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物対策室	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-866-2076
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5953

政令で定める市			
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
越谷市	環境経済部	産業廃棄物指導課	048-963-9188
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3810
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
横須賀市	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境局	リサイクル推進課	076-220-2528
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市	環境局	廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋市	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-366-1394
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	環境対策課	072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-675-5312
枚方市	環境保全部	産業廃棄物指導課	050-7102-6011
豊中市	環境部	減量推進課	06-6858-3070
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策部	078-322-6428
姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405, 2418
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	産業環境局環境部	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良市	環境部	産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課	073-435-1221
岡山市	環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303, 1304
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225, 2226
呉市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	市民局環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境局	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2365
大分市	環境部	産業廃棄物対策課	097-537-7953
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局清掃部	環境指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

## (参考) 中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%**を軽減している。

### 基金による中小企業者助成の流れ(イメージ)

